

# 身体拘束適正化の為の指針

## 目次

1. 基本的な考え方
2. 当院の方針
3. 身体拘束の定義
4. 緊急やむを得ない場合の3要件
5. 身体拘束を行う場合の対応
6. 身体拘束最小化の為の体制
7. 職員への教育

## 1. 基本的な考え方

身体拘束とは、本人の行動の自由を制限することである。

身体拘束を行う事は、患者本人への身体的障害や、本人および家族への精神的な苦痛、施設に対する不信感など様々な弊害をもたらす。緊急かつ一時的でやむを得ない場合を除き、身体拘束を必要としない医療、看護の提供に努める。

## 2. 当院の方針

- ・身体拘束は原則禁止とする。
- ・緊急でやむを得ない場合は、決められた手続きに沿って最低限で行なう。

## 3. 身体拘束の定義

身体拘束とは、患者の身体の自由を制限する行為であり、具体的には下記のような行為が該当する。

- ・ベッドや車イスに体を縛る。
- ・ベッドを3点以上の柵で囲う。その柵と四肢を紐等で縛る。
- ・ミトン型の手袋の装着。
- ・つなぎ服の着用。
- ・鎮静目的での向精神薬の使用。

## 4. 緊急やむを得ない場合の3要件

以下に示す3つの要件全てを満たす場合は、身体拘束を行う事がある。

### 1) 切迫性

本人または、他の患者など周囲の人間の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

### 2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

### 3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 5. 身体拘束を行う場合の対応(手順)

3つの要件を全て満たす状態であることを、本人、家族、関係者で検討、評価、確認を行い、記録する。

- ・ 医師が同意書を用いて説明し、同意を取得する。(文書記録必須)
- ・ 毎日評価を行い、早期解除を検討する。

## 6. 身体拘束最小化の為の体制

拘束廃止委員会を設置し、毎月開催する。検討事項が発生したら臨時開催。

- ・ 拘束実施状況の報告。
- ・ 実施の是非、代替案の検討。
- ・ 拘束解除の検討。
- ・ 定期的な指針の見直しの実施。(年1回以上)

## 7. 職員への教育

- ・ 年1回以上、職員研修を実施する。
- ・ 新任者への、身体拘束廃止についての研修を実施する。

### 附則

1. この指針は2025年6月1日より施行する。